

町田市

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会

町田市森野2-2-22 Tel：042-724-2169

米作り農業体験を実施しています！

忠生公園内の田んぼにて「米作り農業体験」を実施しています。

町田市農業委員会・JA町田市により町田市米作り農業実行委員会を作り、冷害による全国的な米の不作を契機に27年前の1994年度から行ってきました。今年度は定員を大きく上回る応募があり、抽選による市民33名が参加しています。



代かき



田起こし

4月から農業委員会が中心となり、米作りの作業を行っています。参加者の皆様には、5月に田植え、7月に草取りを体験していただきました。ともに暑い日となり初めての方は大変だったようですが、JAの職員や委員の指導の下、ご家族助け合いながら賑やかに作業されていました。作業の後は、サワガニやトンボなどの生き物を探したり、参加者

全員で田んぼの風景を写生するなど楽しい時間を過ごされたようです。

農作業を通じて自然に親しむことの楽しさや、農作業の難しさを実感されたのではないのでしょうか。

9月には稲刈りを、その後収穫祭では餅つきを体験して頂くことになっています。



田植え



草取り



写生の様子

『特定生産緑地』かわら版

特定生産緑地とは、生産緑地の指定から 30 年を迎える前までに移行することで、30 年を経過した後も、従前と同じ営農環境を 10 年ごとに更新できる制度です。(旧法生産緑地を除く)

2021年度特定生産緑地指定申請の受付開始について

2021年10月1日から2022年3月31日まで、指定申請の受付を行います。
この度の指定の対象は、1993年(平成5年)、1994年(平成6年)指定の生産緑地です。町田市から申請書類が届いた土地所有者の皆さまは、書類を必ずご確認ください指定申請についてご検討をお願いいたします。

※1993年(平成5年)指定の生産緑地をお持ちの方は、今年度の申請が最終受付期間です。期限を過ぎての申請は出来ない制度です。お忘れのないようご注意ください。

指定申請の受付に際してのお願い

窓口の混雑を避けるため、特定生産緑地の指定申請や個別相談、その他生産緑地に関連することについて、ご相談の際は、事前に下記へご連絡の上、ご予約をお願いします。

【お問い合わせ】土地利用調整課 電話：042-724-4254

相続税納税猶予を受けている方は必ず指定申請を！

生産緑地制度と相続税納税猶予制度は、違う法律に基づく、別々の制度です。

相続税納税猶予の適用農地が生産緑地指定から30年を経過しても、納税猶予制度は引き続き適用されているため、終身営農義務も継続されています。

営農をやめてしまうと、相続税に加え、利子税も支払うことになってしまいます。

営農を継続していても、特定生産緑地指定を受けなければ、固定資産税が宅地並みに上がってしまいます。また、今後相続が発生した時に、相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなります。

納税猶予適用農地であっても自動的に特定生産緑地に指定されるものではありません。



?? 特定生産緑地に指定『する』と『しない』の違いって何だろう??

	指 定 す る	指 定 し な い
固定資産税・都市計画税	農地課税	段階的に宅地並み課税
相続税納税猶予	受けられます	受けられません
買 取 申 出	理由が必要(死亡や病気等)	いつでも買取申出できる

※ 現在受けている相続税納税猶予は「指定する」「指定しない」に関わらず継続されます

納税猶予適用農地をお持ちの方は必ず特定生産緑地の指定申請についてご相談ください。

【お問い合わせ】農業委員会事務局 電話：042-724-2169

農業振興課からのお知らせ

～ 農業者紹介（2016 年度就農）～

- 名前：杉本 ^{すぎもと} 英則 ^{ひでのり}さん
- 経営概要：畑64a（野津田）
- 就農前：サラリーマンを経て、立川の個人農家で約1年半研修を受けた後、町田市で独立就農。
- 農業を志したきっかけ：昔から、自分が作り出したもので商売を行ってみたいという気持ちがありました。農業のことを知るにつれて、とても難しい世界だと感じる反面、大きな可能性も感じ、この世界に入ることを決めました。
- これからの抱負：野菜の生産・販売に力を入れていくことはもちろんですが、町田市の身近なところで農業が行われていることを多くの人に知ってもらい、農業の楽しさなどの魅力を広めていきたいと思います。



～ 第48回町田市農業祭について ～

第48回町田市農業祭を町田シバヒロで開催します。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、野菜等の品評会は行わず、植木の品評会のみ行う等、一部規模を縮小しての開催となります。

農産物の即売会等は行われますので、農業者の皆様にはご協力をお願いいたします。

■開催日：11月13日（土）・14日（日）

■時間：11時～16時

■場所：町田シバヒロ

※今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、農業祭の内容の変更や開催できない場合もあります。



町田産野菜で作った「野菜の宝舟」
（JA 町田市青壮年部会 2019 年度作成）

認定農業者連絡協議会からのお知らせ

【町田市認定農業者連絡協議会会長挨拶】

2021年度総会において会長指名を受けました高木鉄雄です。

町田市の認定農業者は「町田市認定農業者連絡協議会」を結成し、認定農業者の親睦と情報交換を図っております。また、市民との対面販売を通し、地産地消に取り組んでおります。コロナ感染症が拡大し、農業経営環境に厳しさが増す今日ですが、ぜひ皆さんにも認定農業者になって頂き、私たちと一緒に町田市の農業を盛り上げて行きましょう。

【活動内容】

視察研修・学習会・キラリまちだ祭野菜直売所出店・まち☆ベジ市（毎月第三月曜日）・日曜朝市（毎月第一日曜日）・親睦会

◎農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者には、市から重点的に支援措置が講じられます。

【問い合わせ先】

認定農業者連絡協議会事務局（町田市経済観光部農業振興課 724-2166）



農業委員会事務局からのお知らせ

●農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました！

農業委員会では、農地法第30条に基づき農地の保全管理の徹底と農地流動化の推進を図るため、市街化調整区域で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました（実績49筆、29,716㎡）。遊休農地については地権者への肥培管理の指導、農地あっせん制度の説明も併せて行っています。今後も引き続き、肥培管理の徹底をお願いいたします。

●生産緑地追加募集を行います！

2022年1月に生産緑地の追加指定の事前募集を行います。2021年1月には20件約12,270㎡が追加指定されました。対象農地をお持ちで申請をお考えの方はあらかじめ、農業委員会事務局までお問い合わせください。

～対象となる要件～

- 同一街区内または隣接する街区を含めた区域で一団として300㎡以上が確保できること。
- 登記地目及び固定資産税の課税の地目が田・畑（農地）であり、現に耕作をされていること。

※課税地目が農地以外の場合は至急ご相談ください。

- 個々の農地面積は100㎡以上の一筆単位であること。

●農作物生産状況調査票の提出について

お手元にお送りした調査票に2020年1月から12月までの状況をご記入の上、**10月29日（金）**までに農業委員会事務局へご返送下さい。

皆さまにご記入いただいた調査票は、従事日数など農地台帳の整備に使用されるとともに、各種統計や防災上の指標など、農業振興施策の基となる大変重要なデータとなります。

調査へのご協力をお願いいたします。

※特に生産緑地をお持ちの方は必ず提出して下さい！

●農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は、税制上の優遇処置等（積立金に応じた所得控除、国庫からの補助）が適用され、老後の生活の安定を図るうえで農業従事者にとって非常に有利な公的年金です。

～加入要件～

- 国民年金の第1号被保険者（ただし保険料納付免除者でないこと）
 - 年間60日以上農業に従事する60歳未満の方
- 詳しくは農業委員会事務局にお尋ねください。
電話：042-724-2169



●農薬飛散防止の徹底をお願いいたします

市民農園を含む農地を管理するにあたり、農薬を散布する際には、住民や子ども等への健康被害が生じないように農薬飛散防止に努める等、周囲への十分な配慮をお願いいたします。特に学校、保育園、幼稚園、病院、公園等に隣接している場合はご注意ください。

編集後記

今年も親子での米作り農業体験の様子を第一面に載せました。この農業体験を通じて子供たちが、農作業の大変さや収穫の喜びを感じ、そして、さらに農業に興味を示してくれればうれしいです。

今回のたよりでも、新規就農者の紹介をしています。この方も農業に興味を示して、農業研修を受けた後、町田市で就農していただきました。これからも新規就農者が増えてくるとは思いますが、耕す農地が不足しています。皆様のなかで遊休農地がありましたら、お貸しいただきたいです。手続きなどは町田市農業委員会が行いますので、「新たな担い手」を応援して、町田市の農業を守っていきましょう。

【編集委員長】小野 【編集副委員長】山下 【編集委員】吉川、石阪、大澤、小林、細野

農業委員会事務局 TEL 042-724-2169 経済観光部農業振興課 TEL 042-724-2166